

高齢ドライバーに対する 認知機能検査と診断書の書き方



上村直人 著 (高知大学医学部附属病院精神科講師)

本コンテンツはハイブリッド版です。PDF だけでなくスマホ等でも読みやすい HTML 版も併せてご利用いただけます。

▶HTML 版のご利用に当たっては、PDF データダウンロード後に弊社よりメールにてお知らせするシリアルナンバーが必要です。

▶シリアルナンバー付きのメールはご購入から 3 営業日以内にお送り致します。

▶弊社サイトでの無料会員登録後、シリアルナンバーを入力することで HTML 版をご利用いただけます。登録手続きの詳細は <https://www.jmedj.co.jp/page/resistration01/> をご参照ください。

▶登録手続

Introduction p2

1 総論—高齢者と運転問題 p3

2 認知機能検査と認知症の関係 p5

3 認知症高齢者の運転免許更新に関する診断書作成 p8

4 対応と生活指導 p12

5 医師に必要とされるのは p18

▶HTML 版を読む

日本医事新報社では、Web オリジナルコンテンツを制作・販売しています。

▶Webコンテンツ一覧

Introduction

1 総論—高齢者と運転問題

- ・ 高齢ドライバーが増加し、全交通事故に占める高齢者の比率が増大している
- ・ 認知機能検査の結果、認知症が疑われる第1分類に判定されると、医師の診断を受けることが義務化された
- ・ 高齢者、特に認知症と運転問題は社会的に問題となり、医療者は法律や制度を周知しておく必要がある
- ・ 2017年3月12日から、75歳以上の高齢ドライバーは3年ごとの免許更新時と、さらに、基準行為と呼ばれる特定の交通違反を犯した時に、認知機能検査を受けることが必要となった

2 認知機能検査と認知症の関係

- ・ 認知機能検査の結果、認知症が疑われる第1分類と判定されれば、医師の判断を求められるようになった
- ・ 認知機能検査は、①時間の見当識、②手掛かり再生、③時計描画の3つの項目が評価され、点数に応じて3分類に判定される
- ・ 認知機能検査の点数に応じて、次のように判定される
 - 第1分類：記憶力・判断力が低くなっている（認知症のおそれがある）
 - 第2分類：記憶力・判断力が少し低くなっている（認知機能の低下のおそれがある）
 - 第3分類：記憶力・判断力に心配がない（認知機能の低下のおそれがない）

3 認知症高齢者の運転免許更新に関する診断書作成

- ・ 診断書では、認知症の診断名、所見、身体・精神の状態に関する検査結果、現時点での病状の記載が求められる

- ・日本医師会の「かかりつけ医向け認知症高齢者の運転免許更新に関する診断書作成の手引き」が、診断書作成の参考になる

4 対応と生活指導

- ・診断書作成後も運転中断後の高齢者の地域生活や、在宅指導が重要である
- ・免許の自主返納制度によって、移動支援や商品の割引などの特典やサービスの提供による生活支援を行うこともあるので、地域の警察の窓口での相談がベストである
- ・運転中断が困難な場合、任意通報制度が利用できる
- ・医師は運転中断のために「家族介護者のための支援マニュアル[®]」を活用すべきである

1 総論—高齢者と運転問題

(1) 認知症と運転問題

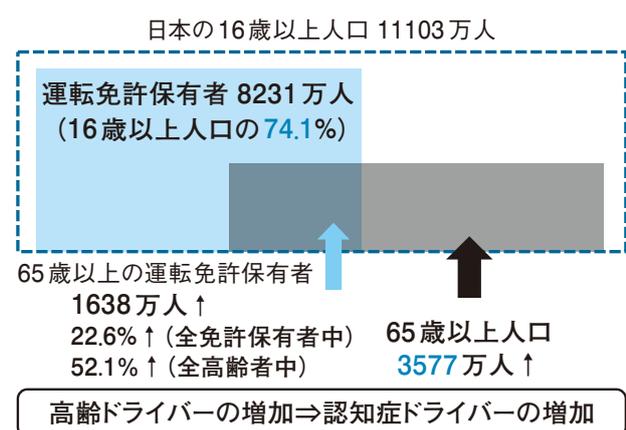
近年、高齢者と自動車運転の問題の中でも、特に認知症と自動車運転は社会的にも注目され、臨床現場でも様々な対応や試みが行われている。さらに2017(平成29)年3月12日の改正道路交通法の施行で、75歳以上の高齢ドライバーは3年ごとの免許更新時と、さらに、基準行為と呼ばれる特定の交通違反を犯した時に、認知機能検査を受けることが必要となった¹⁾。その結果、認知症が疑われる第1分類に判定されれば、医師の診断を受けることが義務化された。現在、わが国では認知症と診断されると、現行法でも既に自動車運転が禁止されているが、高齢者や特に認知症の人と運転免許の対応についてはまだまだ医学的な対応や臨床現場への影響は十分検討されているとは言い難い。今後、高齢ドライバーの増加を考慮すると、ますます臨床現場で運転免許を持つ高齢者や認知症の人に遭遇することが増えていく。そのため、医療者は認知症と運転免許保有者などの実態、改

正道路交通法をはじめとする法律や制度を周知しておく必要がある。

(2) 増加する高齢ドライバーと交通事故

2018(平成30)年において、わが国の免許保有者は8231万人であり、65歳以上のドライバーは既に1800万人を超えている。これは免許保有者数の22.6%が高齢者であり、65歳以上の高齢者3577万人のうち過半数が運転免許を保持していることになる(図1)²⁾。高齢ドライバーの増加と認知症の発症率を考慮すると、運転免許を持った人が認知症になる割合も今後ますます増えてくるため、その対策が社会的にも求められている。改正道路交通法施行1年後の運用状況が警察庁から発表された。それによると全国で210万5477人が認知機能検査を受検し、そのうち5万7099人が、「認知症の恐れがある」第1分類と判定された。そのうち医師の診断を受けた者は1万6470人で、最終的に医師が認知症と診断し免許の取消しまたは停止となった者は1892人と前年の約3倍に増えたことが明らかとなった²⁾。

図1 日本における高齢ドライバー数(2018年)



*人口は、総務省の「人口推計(2014年10月1日現在)」による
(文献2より作成)

(3) 運転行動・運転能力と認知症との関連性

運転行動とは「認知—予測—判断—操作」といった一連の行為であり、大脳の機能低下をきたす認知症性疾患では、認知、予測、判断、操作能力に